

京都駅西部エリア内限定でモデル実施！



京都市中央市場 仲卸業者オススメ！

とこにおき“旬”の店 登録店舗募集

京都市中央市場から生鮮食料品等を仕入れている飲食店を募集し、ホームページ等で広くPRしていく新たな取組を実施！「店舗の知名度をあげたい！」「京都市中央市場を盛り上げたい！」飲食店の皆様、是非御登録ください！



登録いただいたら・・・

店舗掲示用の登録証を交付！

さらに、以下の特典を順次実施!!

特典
①

特設サイトで
PR!

特典
②

京都市中央市場公式
SNS (Instagram
及び Facebook)
でPR!

特典
③

Leaf
ウェブサイトで
PR!

特典
④

京都市中央市場見学通路
(新水産棟内に令和5年度
オープン予定)
内でPR!

and more.

京都市中央市場 仲卸業者オススメ！ とっておき“旬”の店 登録事業

京都市中央市場から生鮮食料品等を仕入れている飲食店を、「京都市中央市場 仲卸業者オススメ！ とっておき“旬”の店」として登録し、広くPRすることで、飲食店及び市場の知名度向上やブランド化を図り、コロナ禍で疲弊する飲食店の売上げ回復を後押しするとともに、市場流通食材の消費拡大につなげることを目指します。

募集店舗の対象エリア

京都駅西部エリア内の店舗が対象となります。北は五条通、南はJR京都線、東は烏丸通、西は西大路通に囲まれたエリアを中心とし、その周辺にある「東寺」や「壬生寺」等までを含めた右図の青枠内エリアです。



※出典元：京都駅西部エリア活性化将来構想

登録のご案内

登録要件

以下に示す全ての条件に該当する必要があります。

- 1 京都駅西部エリア内の飲食店であること
- 2 第一市場の仲卸業者、加工食料品卸販売業者及び第1種関連事業者（以下「仲卸業者等」という。）のいずれかの事業者から市場流通食材を仕入れていること
- 3 業として食品衛生法等の必要な許可を受けていること
- 4 店舗又は店舗の代表者、役員及び従業員について暴力団等（京都市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員及び同条第7号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）と密接な関係がないこと

登録の手続き

登録を希望する飲食店は、以下の書類を郵送、メール又は持参のいずれかの方法で下記「登録に関する問合せ・提出先」へ提出してください。なお、登録を申請した飲食店は、登録申請書に記入した店舗情報をホームページその他広報物へ掲載することを承諾したものとみなします。

- 1 登録申請書
- 2 営業許可書の写し
- 3 仲卸業者等から市場流通食材を仕入れていることが分かる納品書や仕入れ伝票（直近1年以内に発行されたもの）の写し等

登録申請書は
こちらから



募集開始

令和4年3月10日（木）～

登録完了後の取組

登録完了後は次の取組に御協力ください

- 1 交付された登録証等の配付物を店舗に掲示するなど、本事業の周知に努めること
- 2 第一市場流通食材を使用していることが消費者に分かるようにすること
- 3 その他、京都市が実施するとっておき“旬”の店の取組に協力すること

登録に関する問合せ・提出先

株式会社リーフ・パブリケーションズ 担当／堀家、西澤

〒604-8172 京都市中京区烏丸三条上るメディナ烏丸御池4階 Tel / 075-255-7262 Fax / 075-255-7621
Mail / horike@leafkyoto.co.jp

問合せ対応時間 平日（月～金）10:00～17:00

事業に関する問合せ先

京都市中央市場管理事務所内 業務課 流通促進担当 Tel / 075-312-6564

問合せ対応時間 平日（月～金）8:30～17:15